

山梨県公報

号外第四十一号

平成十九年

五月十一日

金 曜 日

目 次

規則
訓 令
一 県職員の職の設置に関する規則等の一部を改正する規則

二 山梨県行動計画推進本部規程の一部を改正する訓令
三 山梨県行政改革推進本部規程の一部を改正する訓令
四 山梨県青少年総合対策本部規程の一部を改正する訓令
五 山梨県職員服務規程の一部を改正する訓令
六 山梨県行政文書管理規程の一部を改正する訓令
七 山梨県公印規程の一部を改正する訓令

規 則

山梨県規則第二十七号

県職員の職の設置に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。
平成十九年五月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

県職員の職の設置に関する規則等の一部を改正する規則
(県職員の職の設置に関する規則及び山梨県財務規則の一部改正)

第一条 次に掲げる規則の規定中「政策秘書室長」を「知事政策室長」に改める。

一 県職員の職の設置に関する規則(昭和三十一年山梨県規則第四十八号)第一条の表本庁に置かれる職の欄
二 山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号)第一条第一号及び第二十七

二 山梨県行政組織規則の一部改正)
二 山梨県行政組織規則(昭和四十三年山梨県規則第十二号)の一部を次のように

改正する。
第二条 「政策秘書室」を「知事政策室」に改める。

第三条中「政策秘書室」を「知事政策室」に改める。

第十一条中「政策秘書室長」を「知事政策室長」に改める。
第十二条の二の見出しを「(知事政策室長等)」に改め、同条第一項中「政策秘書室に政策秘書室長」を「知事政策室に知事政策室長」に改め、同条第二項中「政策秘書室」を「知事政策室」に改め、同条第三項及び第四項中「政策秘書室長」を「知事政策室長」に、「政策秘書室内」を「知事政策室内」に改め、同条第五項及び第六項中「政策秘書室」を「知事政策室」に改める。
別表第一の一の表中「政策秘書室」を「知事政策室」に改める。

(山梨県事務決裁規則の一部改正)

第三条 山梨県事務決裁規則(昭和四十三年山梨県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第二条中「政策秘書室長」を「知事政策室長」に改める。

第五条第三項中「政策秘書室の」を「知事政策室の」に、「政策秘書室長」を「知事政策室長」に改める。
第七条第三項及び第七条の二第一項中「政策秘書室長」を「知事政策室長」に改める。

(山梨県職員の特別褒賞金に関する条例施行規則の一部改正)

第四条 山梨県職員の特別褒賞金に関する条例施行規則(昭和四十三年山梨県規則第四十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「企画県民局、環境局、リニア交通局及び」を「知事政策室にあつては知事政策室長、」に改め、「、秘書課にあつては課長」を削り、同項第五号中「地方労働委員会事務局」を「労働委員会事務局」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(山梨県行政組織規則に関する経過措置)

2 この規則の施行の日前に第二条の規定による改正前の山梨県行政組織規則の規定による機関によつてなされた処分その他の行為又はその機関に対してなされた申請その他の行為は、同条の規定による改正後の山梨県行政組織規則の規定による相当の機関によつてなされた処分その他の行為又はその機関に対してなされた申請その他の行為とみなす。

3 第二条の規定の施行の際現に次の表の上欄に掲げる機関に勤務する者のうち、別に発令されない者は、それぞれ同表の下欄に掲げる機関に勤務を命ぜられたものとする。

政策秘書室

知事政策室

政策秘書室秘書課	知事政策室秘書課
政策秘書室広聴広報課	知事政策室広聴広報課

訓 令

山梨県訓令甲第十六号

山梨県行動計画推進本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成十九年五月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県行動計画推進本部規程の一部を改正する訓令

山梨県行動計画推進本部規程（平成十九年山梨県訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「政策秘書室長」を「知事政策室長」に改める。

第八条中「政策秘書室」を「知事政策室」に改める。

別表第一中「政策秘書室長」を「知事政策室長」に改める。

別表第二中 政策秘書室 政策秘書室次長 政策参事 政策主幹

を 知事政策室 知事政策室次長 政策参事 政策主幹

に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

山梨県訓令甲第十七号

本 庁

山梨県行政改革推進本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成十九年五月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県行政改革推進本部規程の一部を改正する訓令

山梨県行政改革推進本部規程（平成十九年山梨県訓令甲第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「政策秘書室長」を「知事政策室長」に改める。

別表第二中「政策秘書室次長」を「知事政策室次長」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

山梨県訓令甲第十八号

本 庁

山梨県青少年総合対策本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成十九年五月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県青少年総合対策本部規程の一部を改正する訓令

山梨県青少年総合対策本部規程（昭和五十八年山梨県訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

別表一中「政策秘書室長」を「知事政策室長」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

山梨県訓令甲第十九号

本 庁

山梨県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成十九年五月十一日

労働委員会事務局

山梨県職員服務規程の一部を改正する訓令

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県職員服務規程（昭和四十三年山梨県訓令甲第五号）の一部を次のように改正する。

この訓令は、公布の日から施行する。

第一条第一項の表中「政策秘書室長」を「知事政策室長」に、「政策秘書室に」を「知事政策室に」に改める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

山梨県訓令甲第二十号

山梨県行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成十九年五月十一日
山梨県知事 横内正明 本庁
出先機関

山梨県行政文書管理規程の一部を改正する訓令

山梨県行政文書管理規程（平成十八年山梨県訓令甲第七号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第八号中「政策秘書室」を「知事政策室」に改める。

別表第一の1の表中「~~知事政策室~~」

を「~~知事政策室~~」に改める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

山梨県訓令甲第二十一号

山梨県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成十九年五月十一日
山梨県知事 横内正明 本庁
出先機関

山梨県公印規程の一部を改正する訓令

山梨県公印規程（昭和四十三年山梨県訓令甲第九号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第一号中「政策秘書室専用」を「知事政策室専用」に、「政策秘書室長印」を「知事政策室長印」に改める。

別表知事印の項中「政策秘書室用」を「知事政策室用」に改め、同表部長印の項中

山梨県政策秘書室長印
を
山梨県知事政策室長印
に改め、同表本庁の課長印の項中
山梨県政策秘書室

課長印
を
山梨県知事政策室長印

附則
この訓令は、公布の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番